警報発表時・地震発生時の措置について

令和5年4月 和歌浦小学校

◇和歌山市、和歌山市を含む地域に「暴風警報」または、「大雨(大雪) 警報」が発表された場合

	発 表 状 況	措置置
登	暴風警報や大雨(大雪)警報が和歌山市 に発表されている時	• 自宅待機
校	午前6時までに 解除された場合	・平常通り授業をします。通学路などの安全を確認して 登校してください。
前	午前9時までに解除 された場合(9時を含む)	・警報が解除になった時点で、通学路などの安全を確認して登校してください。(給食はありません。)
	午前9時までに解除されない場合	・臨時休校とします。(各家庭で外出しないようにご指導ください。)
	児童が学校にいる時 に警報が発表された 場合	・学校待機し、お迎えが可能と判断された時点で、「和 山市メール連絡システム」を使ってお知らせしますの で、すみやかにお迎えをお願いします。児童は保護者が 迎えに来るまで各教室で待機します。 ・警報発表時は、若竹学級はお休みとなりますので、保 護者のお迎えをお願いします。

◇「震度5弱以上の地震」が発生した場合

	「長及り羽以上の地長」が先生した場口
	措置置
	・震度5弱以上の地震が発生し、危険が予想される場合、または、「津波警報」
	や「大津波警報」が発表されている場合は 、臨時休校 とします。
登	・警報が解除になって登校する場合でも、尚、危険が予想されるような時は、
	保護者の判断で登校を一時見合わせたり、避難場所に避難したりするなど
校	安全に努めてください。
	〇余震が続いている時
前	〇「津波警報」が発表されている時
	〇道路の冠水や家の倒壊、倒木がある時 など
	※高い場所への避難行動も考えてください。
交叉	・安全第一を考え、第一次避難場所(運動場)へ避難します。
登	•「津波警報」発表中は、学校または、避難場所で待機する。
+六	•「大津波警報」が発表された場合は、第二次避難場所(和歌公園の高台)へ
校	避難します。
154	・状況によって帰宅できると判断した場合、保護者に連絡をとり迎えを依頼し
後	ます。

※「津波警報」や「大津波警報」が発表され、学校が避難所になっている場合は、 臨時休校とします。

◇給食・授業について

- ・台風接近等で、前日の午後5時から午後7時の時点で、翌日の給食を中止することがあります。
- ・午前6時の時点で、暴風警報や大雨(大雪)警報が和歌山市に出ている時は、給食は中止です。後に警報が解除され、登校した場合も給食はありませんので、午前中の授業となります。
- 給食がない場合は、原則12時の下校とします。

◇お願い

学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますので、ご遠慮ください。